

2022年10月31日

お客様各位

損害保険ジャパン株式会社
企業営業第二部第一課

外航貨物海上保険にかかわる 「ロシア産原油」に関するお取り扱いについて

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、9月2日にG7各国は、ロシア産原油の価格高騰を抑えてエネルギー資源からのロシアの収入の減少を図るとともに、エネルギー市場の価格安定という目的を実現するために、ロシア産原油等の取引に関わる「上限価格設定」措置（以下、オイルプライスキャップと言います。）を導入することで合意しました*1。

このオイルプライスキャップとは、主に、金融機関や荷主といったサービス提供者が、上限価格を超える金額で販売されるロシア産原油や石油製品の取引に関するサービスの提供を行うことを禁ずる措置であり、ロシア産原油等の世界的な海上輸送を可能にする保険サービスにもこの措置が適用される見通しです。これにより、保険会社は上限価格を超えるロシア産原油等の取引に対する保険や再保険の提供が禁止されることとなります。

現在、主要国はG7の合意を踏まえてオイルプライスキャップの導入準備を進めており、特にEUおよび米国は、既発表のEUのロシア産原油等の取引禁止の措置とタイミングを合わせて、ロシア産原油については12月5日から、石油製品については2023年2月5日から、それぞれオイルプライスキャップを導入する予定と発表しています。日本でも9月2日、鈴木財務大臣が各国のスケジュールに同調する発言をしており*2、EUおよび米国と足並みを揃えて、今後オイルプライスキャップを導入する方向での準備を進めることが予想されます。

かかる状況下、弊社においてはロシア産原油の輸送に関して、オイルプライスキャップを遵守した保険のお引受けを行うため、今後の外航貨物海上保険のお引受け方法の見直しをさせていただきます。

つきましては、重要ご通知記載のとおり、2022年12月5日午前0時（日本標準時）以降、保険契約発効分より、ロシア産原油に限り外航貨物海上保険における保険の対象から除外させていただきます。ご了解賜りますようお願い申し上げます。

なお、見直しの内容および適用方法につきましては、別紙（重要ご通知）のとおりご案内させていただきますので、ご確認ください。

また、2022年12月5日午前0時（日本標準時）以降に発生するロシア産原油の輸送については、オイルプライスキャップの遵守を確認した場合などは、個別にお引受の検討を致しますので、担当代理店または営業店までご相談くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

*1 「ロシアのウクライナに対する侵略戦争に対する一致した対応に関するG7財務大臣声明（仮訳）」（2022年9月2日）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g7/cy2022/g7_20220902.pdf 2 “Preliminary Guidance on Implementation of a Maritime Services Policy and Related Price E

*2 「鈴木財部大臣兼内閣府特命担当大臣記者会見の概要」（2022年9月2日）

https://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20220902b.html

2022年10月31日

お客様各位

損害保険ジャパン株式会社
企業営業第二部第一課

重要ご通知

包括予定保険証券（Open Policy）に付帯されている“Special Clauses for Open Policy of Marine Insurance” ARTICLE 7. ALTERATION CLAUSE に基づき、下記のとおり変更のご通知を申し上げます。

記

1. 変更の内容および発効日

変更の内容：

以下の貨物を保険の対象から除外させていただきます。

Crude oil falling under HS code 2709 00 and originate in or are exported from Russia

<保険の対象から除外する貨物のHSコード>

HS Code	Description
2709 00	Petroleum oils and oils obtained from bituminous minerals, crude

発効日：2022年12月5日午前0時（日本標準時）以降、保険契約発効分より

2. 変更の準拠規定

準拠約款：“Special Clauses for Open Policy of Marine Insurance”

ARTICLE 7. ALTERATION CLAUSE

ARTICLE 7. ALTERATION CLAUSE

This Company reserves the right to alter rates and/or conditions and/or other items contained in this Open Policy by giving a thirty(30) days' previous notice in writing to the Assured.

Such alteration shall become effective on the expire of thirty(30) days counting from midnight of the day on which such notice is given by this Company but it shall not apply to any shipment by the vessel which shall have sailed from the port of loading(or by the aircraft which shall have taken off the airport of loading) before such alteration becomes effective.

Nothing in this clause, however, shall affect the War and Strikes risks to be covered under this Open Policy, which shall be subject to the respective Cancellation Clauses contained herein.

【試訳】

第7条 変更約款

当社は、被保険者に対し 30 日前の書面予告をもって、この包括予定証券記載の料率・条件・その他の事項を変更することができる権利を留保する。

この変更は、当社が書面予告を発した日の午前 0 時から起算して 30 日を経過した時から効力を発するものとする。

ただし、効力を発する前にすでに船積港を出帆した船積み(または積込空港を離陸した航空機積み)貨物については、この変更規定は適用されないものとする。

上記にかかわらず、戦争危険およびストライキ危険については、この包括予定証券のもとで担保される場合でもこの約款は適用されないものとし、この包括予定証券に含まれるそれぞれの解約約款にしたがうものとする。

以上